

島根県管理空港供用規程に基づき
石見空港が提供するサービスの内容に関する情報

1 航空旅客取扱施設等の営業（利用）時間

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 航空旅客取扱施設（旅客ターミナルビル） | 9：00～18：40 |
| (2) 航空貨物取扱施設（貨物ターミナルビル） | 9：00～18：30 |
| (3) 航空機給油施設 | 9：00～18：00 |
| (4) サイクルステーション（旅客ターミナル） | 9：00～17：30 |
| (5) 駐車場 | 時間設定なし |

2 空港が提供するサービスに係る施設

詳細は、石見空港ターミナルビル株式会社（TEL 0856-24-0010）に
問い合わせること

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 観光案内所 | 石見空港ターミナルビル 1階 |
| (2) 有料待合室／貸会議室 | 有料待合室：石見空港ターミナルビル 2階
貸会議室：〃 1階 |
| ※いずれも事前予約が必要 | |
| (3) 宅配便／コインロッカー | 宅配便受付：石見空港ターミナルビル 2階売店
コインロッカー：石見空港ターミナルビル 1階 |
| (4) 車椅子の貸し出し所 | ANAカウンター |
| (5) 授乳室 | 石見空港ターミナルビル 2階 |
| (6) レンタカー営業所 | 石見空港ターミナルビル 1階 |
| (7) 飲食店・物販店 | 石見空港ターミナルビル 2階 |
| (8) 喫煙所 | 石見空港ターミナルビル 2階（搭乗待合室内） |
| (9) 展望デッキ | 石見空港ターミナルビル 3階（無料） |
| (10) 空港が提供するその他のサービス | ・AED：石見空港ターミナルビル1階派出所前及び2階レストラン入口前に設置 |

3 空港の情報

- (1) 空港管理者及び駐車場の氏名、住所及び連絡先

島根県石見空港管理所

島根県益田市内田町イ 597

TEL 0856-24-0002

FAX 0856-23-5491

- (2) 航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設事業者の氏名、住所及び連絡先

石見空港ターミナルビル株式会社

島根県益田市内田町イ 597

TEL 0856-24-0010

FAX 0856-24-2570

- (3) 給油施設事業者の氏名、住所及び連絡先

国際航空機給油株式会社 石見空港事業所

島根県益田市内田町イ 597

TEL 0856-24-1136

FAX 0856-24-1137

- (4) 乗入れ航空会社及び路線・ダイヤ

定期路線：ANA

路線・ダイヤは航空会社のホームページを参照

<http://www.ana.co.jp/>

- (5) 給油施設が提供する燃料の種類

JET A-1

- (6) 着陸料等

着陸料等の金額は別表のア欄に定めるとおり。

ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 7 条の規定により消費税を免除すること

とされた航空機の着陸料等の額は、同表のイ欄に定める額とする。

*着陸料等の特例の詳細については、島根県空港条例（昭和 40 年 3 月 26 日島根県条例第 19 号）及び島根県空港条例施行規則（昭和 40 年 3 月 26 日島根県規則第 9 号）を参照のこと。

- (7) 旅客取扱施設利用料

設定していない

- (8) 空港アクセス

空港連絡バス、乗合タクシーあり（乗合タクシーは事前予約が必要）

詳細は萩・石見空港利用拡大促進協議会ホームページを参照

<http://hagiwami.jp/>

- (9) 駐車場
無料、収容台数 297 台（普通車 286 台、大型車 4 台、障がい者用 5 台、思いやり
駐車場 2 台）
- (10) 空港マップ
萩・石見空港利用拡大促進協議会ホームページを参照
<http://hagiiwami.jp/>
- (11) バリアフリー情報
段差の解消、点字ブロック、手すりの設置、障がい者対応型トイレの設置等移動
円滑化を図っている。
- (12) 利用者の意向を反映する仕組み
石見空港ターミナルビル 1 階に利用者からの意見箱『声』を設置
- (13) 警察機関
石見空港ターミナルビル 1 階（益田警察署石見空港派出所）

(別表 着陸料等)

種別	金額			
			ア	イ
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額			
	(1) 航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
		25トン以下の重量については、1トンごとに	1,188円	1,100円
		25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	1,620円	1,500円
		100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに	1,836円	1,700円
		200トンを超える重量については、1トンごとに	1,944円	1,800円
		(2) 航空機の騒音値を相加平均して得た値(当該値に1EPNデシベル未満の端数があるときは、当該端数は、1EPNデシベルとして計算する。)から83EPNデシベルを減じた値1EPNデシベルにつき	3,672円	3,400円
	2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、着陸1回ごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
		(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し	1,080円	1,000円
		(2) 6トンを超える航空機		

			6トン以下の重量については、当該重量に対し	756円	700円
			6トンを超える重量については、1トンごとに	637円20銭	590円
停留料	停留時間24時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額				
		(1) 23トン以下の航空機			
			3トン以下の重量については、当該重量に対し	874円80銭	810円
			3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し	874円80銭	810円
			6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに	32円40銭	30円
		(2) 23トンを超える航空機			
			25トン以下の重量については、1トンごとに	97円20銭	90円
			25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	86円40銭	80円
		100トンを超える重量については、1トンごとに	75円60銭	70円	